

けんしんローンカード規定

けんしんローンカード（以下「カード」といいます。）を利用する場合は、けんしんキャッシュカード規定（以下「カード規定」といいます。）によるほか、次により取扱います。

1. カードはATM（支払提携先設置分を含みます。）を使用してカードローン口座から当座貸越金を借入れる場合に利用できます。
2. カードはATM（預入提携先設置分を含みます。）を使用してカードローン口座への当座貸越金の返済をする場合に利用できます。
3. カード規定での「振込」は取扱いできません。
4. カード規定での「預金の預入れ、払戻し」は「当座貸越金の返済、借入れ」と読み替えてください。
5. 借入金額は極度額以内とし、返済金額は貸越残高以内とします。
6. ATMが障害の場合は、けんしんキャッシュカード規定7.（ATM故障時等の取扱い）に準じ所定の払戻請求書または入金伝票に氏名、金額を記入のうえカードとともに提出してください。
7. ローンカードの有効期限はローン契約に定める取引期限とします。ローン契約の取引期限を延長したときは、カードの有効期限も自動的に延長します。
8. この規定に定めのない事項については、ローン契約により取扱います。

以 上